お知らせ

市役所代表　☎㉓5111

ホームページアドレス
http://www.net.pref.aomori.jp/city/towada/

■記事中で電話番号がない場合は、市役所代表番号（☎㉓5111）をダイヤルして内線番号か課名をお話しください。費用などの記載がないものは無料です。

無料相談のご案内

■行政相談　生活環境課内市民相談室
とき　9月7日(月)　午後1時～3時

■行政・人権相談
十和田湖支所ふるさと皆館
とき　9月14日(月)　午後1時～3時

■人権相談　生活環境課内市民相談室
とき　9月25日(金)　午後1時～3時

■司法書士相談　生活環境課内市民相談室
（事前予約必要）
とき　9月17日(木)　午後1時～3時

■消費生活苦情相談
生活環境課内市民相談室
とき　9月2日(水)・16日(水)
午後1時～3時
申し込み先　生活環境課（☎内線222）

■交通事故相談　生活環境課内市民相談室
（事前予約必要）
とき　15日(火)　午前10時
申し込み先　青森県交通事故相談所
（☎017-734-9235）

■虐待・育児の相談
申し込み先　福祉課（☎内線259）

■DV被害・離婚などの相談
申し込み先　福祉課（☎内線271）

9月21日から30日までの10日間は秋の全国交通安全運動期間です。
交通ルールの遵守を徹底してください。

住民基本台帳による　人口と世帯
〈7月末日現在・かっこ内は前月比〉

人口	66,401人	（－50人）
男	31,930人	（－28人）
女	34,471人	（－22人）
世帯数	26,668世帯	（－3世帯）

平成21年の　交通事故
〈7月末日現在・かっこ内は前年同期比〉

延べ発生件数	220件	（－19件）
死者	1人	（－1人）
傷者	290人	（－21人）
飲酒による事故	2件	（＋1件）

暮らし

市税夜間納付・相談窓口開設

日中の来庁が困難なかたはご利用ください。

■夜間納付・相談窓口
とき　9月28日(月)～10月2日(金)
午後5時30分～8時
ところ　収納課
問い合わせ先　収納課
（☎内線198）

子育て応援特別手当の申請はお済みですか

子育て応援特別手当の申請期限は9月14日までです。
問い合わせ先
福祉課児童家庭係（☎内線271）

定額給付金の申請はお済みですか

申請期限は9月14日までです。
申請方法などについては市ホームページをご覧ください。
問い合わせ先
総務課（☎内線131）

市税などの口座振り替えのご案内

あなたが指定する市内の金融機関の口座から、自動的に振り替え納付ができますのでご利用ください。
手続き場所
収納課（市役所本館1階）
市民生活課（十和田湖支所1階）
市内の金融機関
持ち物　納税通知書、通帳、届け出印
問い合わせ先　収納課
（☎内線192）

国民健康保険被保険者証の送付について

国民健康保険被保険者証が10月1日から更新となります。被保険者証は、住所地の世帯主あてに、9月末頃に送付します。
特別な事情などで、住所地に居住していない世帯のかたは、郵便局で転送の手続きをするか、国保年金課窓口で転送依頼の申請をお願いします。
※転送依頼の申請は、9月15日までにお願いします。また、世帯員全員の転送以外は、対象になりませんので、ご了承ください。
問い合わせ先
国保年金課（☎内線249）

年金相談

とき　9月17日(木)
午前10時～午後3時
ところ　市役所新館4階第4会議室
定員　25人（要予約・先着順）
※当日の受け付けはできません。
申し込み先　9月4日午前9時から
国保年金課（☎内線244）

住宅を購入される皆さんへ 保険や供託の確認をお忘れなく

住宅瑕疵担保履行法により、平成21年10月1日以降に引き渡される新築住宅には、瑕疵担保責任の履行のため、着工前の保険加入か保証金の供託が建設業者や宅地建物取引業者に対して義務付けられます。新築住宅を取得する予定があるかたは、保険や供託の措置が取られているか確認しましょう。
※瑕疵担保責任とは、住宅などの瑕疵（欠陥）があった場合、補修したり、瑕疵によって生じた損害を賠償したりする責任をいいます。
問い合わせ先
都市整備建築課建築係
（☎内線352）

重度心身障害者医療費受給者証等の更新について

現在、交付の重度心身障害者医療費受給者証および決定通知書の有効期限は平成21年9月30日までです。申込期間中に更新の手続きをしてください。
申込期間
▼国民健康保険のかた
9月下旬に送付の新しい被保険者証が届いてから9月30日まで
▼国民健康保険以外（社会保険、共済保険、後期高齢者医療）のかた
9月18日～30日
午前8時30分～午後5時15分
（土・日曜日、祝日を除く）
申込場所　福祉課（市役所新館1階）
市民生活課（十和田湖支所1階）
※市民生活課で手続きしたかたには、受給者証などは後日郵送します。
持ち物　①印鑑　②健康保険証（国民健康保険のかたは、新保険証）
③現在お持ちの重度心身障害者医療費受給者証または重度心身障害者医療費受給者決定通知書
④身体障害者手帳、愛護手帳または精神障害者保健福祉手帳
問い合わせ先
福祉課福祉係（☎内線264）